

新型コロナウイルス検査対応から見えた課題とこれからの目標

◎別所 裕二¹⁾鈴鹿中央総合病院¹⁾

2019 年、中華人民共和国武漢市で確認された原因不明肺炎を発端とした新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、その存在が確認されてから 3 年を迎える 2022 年になっても世界中で感染者が報告されており、いまだに収束の見込みは立っていない。しかし、その 3 年間の間にパンデミック当初には分からなかった様々なことが、感染症に携わる世界中の感染症研究者、医療関係者、その他様々な関係者によって研究・報告され情報が集積されたことにより COVID-19 に関する事が判明してきた。中でも、我々臨床検査技師が関わる SARS-CoV-2 の検査方法については、日本をはじめ世界中で研究開発がなされ、パンデミックの初期段階から我々現場の臨床検査技師に新しい検査法として提供され現在に至る。

今回、世界的なパンデミックという非常事態のなか、現場の検査室がどのように検査に向けて対応したのかを、当院での状況及び各アンケート調査結果等を踏まえ考えてみたい。

2020 年当初、日本国内をはじめ世界中の地域で COVID-19 患者が報告されるようになり、国内での COVID-19 に対する危機感が高まった。その当時、少ないながらも近隣地域において COVID-19 患者が確認され始めており、臨床現場から「院内で検査ができるのかどうか？」という問い合わせが入るようになった。そのころ、国立感染症研究所から「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」が発行され検査をどのように行うのか確認を行ったが、とても自施設で対応できる状況ではなかった。しばらくの間、疑い症例の検体は県衛生研究所による行政検査による対応が続くことになるが、しばらくして「臨床検体を用いた評価結果が取得された 2019-nCoV 遺伝子検査方法について」が発行されたことにより、緊急的ではあるが、研究用試薬が行政検査および保険適用検査として市中病院検査室で検査対応可能となった。それ以降、各試薬メーカーから多数の研究用試薬が開発され臨床検査として使用されることになった。それに引き続き、薬事申請された SARS-CoV-2 検査試薬が体外診断用医薬品（IVD）として各種発売され、我々臨床検査の現場で広く利用されることとなった。2022 年現在では、核酸増幅検査だけではなく、抗原定量検査、抗原定性検査など各種検査方法、検査試薬が発売され各施設に合わせた検査方法や検査装置・試薬を選択することが可能となっている。

このような急激な検査情勢の変化は、臨床現場をはじめ検査業界にも少なからず混乱を引き起こすこととなり、様々な課題を残すことになった。今回一連の SARS-CoV-2 関連検査対応を見直すことで、パンデミック時における一連の検査室対応に関する問題と、これから臨床検査技師が考えておかなければならない課題について、考えるきっかけにできればと思う。

連絡先 059-382-1311（内線 2029）